

大阪府・大阪市特別区設置協議会

第4回協議会 議事録

日 時：平成25年5月16日(木) 14:00～16:30

場 所：大阪市会 特別委員会室

出席者：浅田均会長、辻淳子副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、横倉廉幸委員、
(名簿順) 今井豊委員、大橋一功委員、岩木均委員、清水義人委員、林啓二委員、
花谷充愉委員、中村哲之助委員、坂井良和委員、吉村洋文委員、明石直樹委員、
辻義隆委員、木下吉信委員、柳本顕委員、小林道弘委員、山中智子委員

(浅田会長)

それでは、ただいまから第4回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催させていただきます。

まず、定足数についてであります。大阪府・大阪市特別区設置協議会規約第6条第3項により、2分の1以上の20名全員の委員が出席しております。定足数に達し、会議が成立していることを、まず御報告申し上げます。

それから、委員交代についてであります。新たな委員について、御紹介させていただきます。5月14日付で大阪府議会議長から、5月15日付で大阪市会議長から、それぞれ会長である私宛てに委員交代の届け出がありました。府議会のほうは、東委員から岩木委員に、市会のほうは大内委員から吉村委員に、高山委員から明石委員に、それぞれ交代し、新たに御就任いただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、協議に入らせていただきたいと思います。前回、大都市局から事務分担の資料説明がありました。本日、追加の資料が提出されておりますので、その追加資料についての説明からお願いいたします。

(山口大阪府市大都市局長)

それでは、私のほうから、説明させていただきます。

資料のほう1枚、正誤表というのを付けさせていただきます。これ申しわけありませんが、前回、事務局から提出させていただいた資料についての正誤表でございますので、まことに相済みませんが、資料のとおり修正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

(浅田会長)

それでは、まず、本日の協議の進め方などについて、確認いたします。

前回、説明のありました8つの事務事業につきまして、大都市局に加えて関係部局にも出席をいただき、今後の委員間協議に資するため、資料の事実確認等に関する質疑を行うことといたしております。

質疑時間につきましては、代表者会議での合意に基づき、本日の質疑時間150分の半

分を均等に各会派に割り振り、残る半分の時間を各会派の議員数に応じて配分するという考えで計算いたしました。その結果、各会派の持ち時間は、維新４６分、公明３１分、自民２８分、民主・みらい２４分、共産２０分となっております。また、今回の質疑のやりとりにつきましては、時間が極めて制限されておりますので、座ったまま発言するというで行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

加えまして、本日は、資料の事実確認を行うということですので、適宜、資料を使って質問、答弁を行うということで進めたいと思います。

以上の進め方でよろしゅうございますでしょうか。

《異議なしとの声》

それでは、順次、質疑を始めたいと思います。発言される場合は、インターネット配信している関係から、マイクを通して御発言していただきたいと思います。委員につきましては、いつもどおり挙手していただいた上で、私が指名してからマイクを通して御発言いただきますようお願い申し上げます。事務局と部局につきましては、挙手して、職名と氏名を名乗った上で座ったまま発言いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、維新、坂井委員の方からお願い申し上げます。

(坂井委員)

今回、示されました８事業のうちで、国民健康保険事業、それから、消防事業、保育所事業については、今日は新たに質疑をすることはありません。国民健康保険については、社会保障制度改革国民会議、そこで、一定の方針が出ておりますので、その方針にあってスムーズな事務処理をしていただけたらいいというふうに思います。

私のほうで、今日、お聞きしたいというふうに思っているのは、まず、下水道事業について、下水道事業というのは、府市を統合するに当たって、最もメリットが発揮されるという事業だというふうに考えています。この下水道事業については、既に府市統合本部でかなり議論がなされておりました、かなり深化しています。ここで確認のために、少し質疑をしておきたいと思いますが、平成２４年６月、４月２４日と６月１９日にタスクフォースのレポートというものが出されています。このレポートについて、その考え方を伺いたいというふうに思います。

(浅田会長)

寺川課長。

(市建設局下水道河川部寺川調整課長)

これまでの府・市の下水道タスクフォースのほうで、府市下水道事業の統合の考え方について、今、検討を進めてきておりました、まず、一つは、現行の事業スキームのまま、府・市、それぞれが経営改善を進めていくもの、これをＡ方式。市のほうは経営の見直し、上下分離を導入しますけれども、府・市が、それぞれの中で経営改善を進めていく、これをＢ方式。市の下水道については、上下分離をやった上で、広域自治体に移行させて府市一体となった経営改善を進めていく、これをＣ方式ということで、３つの方式を中心に検

討を進めさせていただきました結果、最もメリットが大きいという方式として、区部と流域の下水道を一元的に管理しております東京都の下水道局なんですけれども、このような形式で、府・市下水道事業を広域行政へ一元化をする、いわゆる東京都方式、先ほどのC方式でございますが、この案を統合本部会議のほうへ報告をさせていただいております。

府・市それぞれ経営の形態の見直しを行っていくというA方式ですとか、B方式に比べますと下水道事業の技術者不足ですとか、府・市の行政組織、経営支援といったものについて、一元的に管理をしていくことによりまして、都市の成長戦略への寄与といった効果が期待されるものとして整理をさせていただいております。

(浅田会長)

坂井委員。

(坂井委員)

この下水道事業は、水道事業と同じような問題点があるのですけれども、水需要というのが非常に減少してきておって、下水の場合は、雨水については税金で全部やりますけれども、汚水については、利用料金をいただいて、それで経営していくという、こういうシステムになっているのですけれども、その汚水のところが非常に減少してきている、その売り上げが減少してきている。

それから、もう一つは、設備が非常に古くなってきておって、その改善なり更新というのが大変大きいのしかかってきている。これは、府も市も同じなのですけれども、それから、職員確保というのが、やっぱり難しくなっているという点で、今回、上下を分離して管理運営については、民間の資本なり、技術というのを導入して、特に、トータルシステムでやるということになっておりますけれども、その考え方についてお伺いしたいと思います。

(浅田会長)

難波課長。

(市建設局下水道河川部難波下水道事業改革担当課長)

本市下水道事業は、今後、一層厳しい経営環境に直面することが予想される中、事業の持続性確保のため、さらなる経営効率化を目的といたしまして、事業への民間ノウハウを導入することとしたところでございます。

公共下水道は、上水道、電気、ガス等とは異なり、水質保全等の目的達成のため、法による利用義務が課せられておりますことから、地方自治体が管理者となる旨、定められておりまして、完全民営化は導入できず、官民の役割分担が必要となります。

そのため、施設の保有を引き続き本市で行いながら、その管理運営を民間事業者が行います、いわゆる上下分離方式を導入し、経営形態の見直しを進める方針としたところでございます。

上下分離によりまして、民間の経営ノウハウを導入し、一層の事業の効率化、コスト削

減を図ることで、府内下水道事業の持続性に寄与いたしますとともに、行政が培ってまいりましたノウハウを新組織に移転することにより、競争力を醸成し、発展的な事業展開を図ることで、都市成長戦略につなげてまいりたいと考えております。

(浅田会長)
坂井委員。

(坂井委員)
それでタスクフォースとしての一定の方針というのは出ているわけですがけれども、その後、どういう検討状況、実施状況になっているかというのを教えてください。

(浅田会長)
難波課長。

(市建設局下水道河川部難波下水道事業改革担当課長)

スピード感を持って、上下分離を実施いたしますとともに、市民の安全、安心を担保しつつ、円滑に業務委託を開始していくため、平成25年度と平成26年度の2年間は、一般財団法人都市技術センターを上部組織として暫定活用することとしております。

既に、本年度におきまして、市内に4つあります方面管理事務所のうち、西部方面管理事務所所管の下水道施設の運営管理を同センターに包括委託しており、来年度には、市内全域の包括委託を実施する予定であります。また、平成26年度中に新組織を設立いたしまして、平成27年度から新組織へ職員を転籍させ、管理運営を行っていく予定でございます。

新組織では、本市からの受託だけではなく、他都市からの受託事業に展開していきますとともに、将来的には、計画、建設、設計までも含めました下水道トータルシステムの運営が可能な組織を目指すこととしており、民の関与が最も大きい、官民連携形態の一つでありますコンセッションといった手法も視野に入れながら、そのあり方を検討してまいりたいと考えております。

(浅田会長)
坂井委員。

(坂井委員)

少し質問を変えているので、これをやっぱり読んでいられるばかりだったらあかんですよ。実は、この民営化というのは、改正PFIというのを適用するには最適の事業です。これは、民間の資本と技術を導入して、その経営権というのを委ねる、それも有料で委ねるという非常におもしろいシステムなんですけれども、これについて、大阪府でも、今、民間委託、包括委託をしていると思うのですけれども、将来は、その点も含めて、一括して民間のタスクフォースでやらなければいかんと思うのですけれども、その辺のところは大

都市局はどう考えていますか。

(浅田会長)
手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

府の流域下水道事業の管理委託、民間活用しているところでございますが、現在は、この大阪市の考えられているやり方を、そのまま府の部分に適用するかどうかについて、まだ十分な検討をされているか聞いておりません。ちょっと私どもでそこは答えられる状況にはございませんので、御容赦いただきたいと思えます。

(浅田会長)
坂井委員。

(坂井委員)

これは一元化する以上は、管理はそれぞれ違う方式でやりますというわけにはいきませんので、その辺のところを統一してもらいたいというふうに思います。

次に、生活保護について、少し質疑をしてみたいと思えます。

この生活保護は、我々の維新の会の主張として、高齢者、障害者サポートと、現役世代サポートを区分けして、現物支給中心の生活保護費にして、支給基準を見直し、現役世代は就労支援を含む自立支援策の実践の義務化、あるいは有期制、それから医療扶助の自己負担制の導入、それから被保護者を担当する登録医制度、それから受給認定は国の責任でやってほしいということを言っているのですけれども、これは、政治的な主張ということになるので、現実に行われている生保の制度を前提にすると、一番問題なのが、4分の3は国が負担するけれども、4分の1は基礎自治体で持ちなさい。しかし、それは交付税措置をしますよというふうになっているのですけれども、例えば、大阪市の場合に、その交付税というのに不足分はないのですか、あるのですか。

(浅田会長)
川勝課長。

(市福祉局生活福祉部川勝保護課長)

平成23年度の交付税措置不足につきましては、約103億円ということになってございます。

(浅田会長)
坂井委員。

(坂井委員)

実は、そこが一番大きな問題で、これは、ナショナル・ミニマムとしての制度なのですが、それを一部負担させるというところが実は大問題なんです。もし、負担させるのであれば、その一定の権限と言いますか、それについても、基礎自治体に渡さなければいけないと思うのですけれども、今のところは、そういう権限というのは与えられていません。

今までも大阪市は、国に対していろんな要望してきました。しかし、そのうちで何か実現を見たかといったら、今のところ実現を見たということはありません。

この生活保護制度というのは、できてから1回も改正されていないという稀有な制度でして、問題は、今回の案で企画立案機能というのは、広域で持ちましょうというふうになっているのですけれども、これちょうど国と基礎自治体との間と同じように、費用負担のないところで、企画立案という、あるいは窓口業務をやっていないところで企画立案ということは、意味ないんじゃないか。むしろ、その一番困っているという事務処理をしているところが、企画立案機能を持つべきではないのではないかというふうに思いますけれども、大都市局はどう考えてますか。

(浅田会長)

岩岡課長。

(府市大都市局岩岡事務事業調整担当課長)

生活保護に係るさまざまな課題につきましては、まずは、特別区において有効な対策を検討、実施することが非常に重要であると認識いたしております。

大阪においては、生活保護率の高い地域が、大阪市域を超えて府内市町村に広がっているという現状にあり、今後、特別区を始めといたしまして、各市町村における先駆的な取り組みについて府域全体に広げていくという観点から、広域自治体が企画立案機能などを担う方向で制度設計に着手しているというところでございます。

しかしながら、おっしゃるとおり、企画立案機能や制度提案の機能を広域自治体が担うとした場合であっても、現場である特別区と一体となって取り組んでいくことが必要と考えております。

今後、法定協議会で最終お決めいただくこととありますが、委員の方々の間で十分御議論をいただきまして、それを踏まえて考えてまいりたいと考えております。

(浅田会長)

坂井委員。

(坂井委員)

責任があるから、あるいは決定しなければいけないから、この非常に大変な思いをして生活保護という実務をやっているのです、何が大変なのかというところは、やっぱり実務をやっている人の意見というのが通るようなシステムにしてもらいたいというふうに思いま

す。

それから、次に、都市計画について、少し議論したいというふうに思います。

この都市計画については、資料にありますように、東京都の特別区と、それから、一般市との間でかなり権限に差があるんですね。東京都の特別区の皆さんは、一般市と同じように権限を与えてほしいということをやっと要望しています。その要望に応えるような形には、実はなっていません。

これは、この方が指摘しているというので申し上げるだけなのですが、堺市の竹山市長は、そのこのところをこういうふうに言っているんです。まちづくりの権限とか、それから子ども相談所、これ児童相談所のことですけれども、それから教員の独自採用というようなことがなくなってしまいますという主張をしているのですけれども、本当にそうなのかどうか。特に、一般市に認められているのを、広域にあえてしなければいけないというのは、なぜなのかというところは、説明してもらえますか。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

用途地域をめぐる主張についてですけれども、東京都のほうでは、やはり特別区、東京都の間でかなり主張の異なるところはございます。

用途地域についての東京都のほうの主張についてですけれども、先の地域主権戦略会議等での権限移譲の議論をなされた際には、東京都の主張としては、市街地の土地利用を定め、都市のあり方を方向づける用途地域の決定権限を見直すことは、日本の心臓部、頭脳部の役割を担ってきた東京において、都市としての一体的な機能を発揮させる都市づくりの継続を極めて困難なものにする。また、都が今日まで取り組んできた用途地域を活用した一体的な都市づくりが不可能となる。首都東京の都市機能を維持、向上し、住民生活の利便性の向上等を図るため、東京における用途地域等の決定権限は、引き続き、都が担うべきなどと主張されているところでございます。

一方、特別区の主張でございますけれども、特別区からは、用途地域は合理的な土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて都市構造や都市機能の骨格に則して、定める地域に密着した制度である。都市としての一体性を確保することはもとより必要なことだが、これは、自治体の区域を超えた広域計画により十分に確保されており、特別区に権限を移譲しても、都市の一体性を損なうことにはつながらない。具体の決定においては、知事、関係自治体との協議が行われることで、広域的視点及び都道府県決定計画との整合は確保される。用途地域の指定権限は市に帰属すべきものであり、特別区も例外となるものではないなどと主張されているところでございます。

そのようなことから、一体的な都市づくりを進める観点から、幅広い権限を東京都としては有しておりますものの、小規模な特定街区や都市施設、市街地開発などは、特別区が権限を東京都では有しているということになっておりますので、このような観点から、議論のスタートとしては、東京都方式を基本に議論をスタートしてはどうかということで大

都市局としては提案を行っているところでございます。

以上でございます。

(浅田会長)

坂井委員。

(坂井委員)

我々の主張は、大阪全体のグランドデザインというのは広域で描きます。しかし、自分たちのまちは自分たちでつくるという理念のもとに、こういう身近なところの計画決定は、そこで住んでいる人たちが決めたらいいんじゃないですかという、こういう理念に基づいているのですけれども、大都市局の場合にはそうではないということですか。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

坂井委員おっしゃられるとおり、この都市計画の問題は、この権限のあり方として、一体的な都市づくりを優先するのか、身近なまちづくりという側面を優先するのか、この2つの要素をいかに両立させていくかということが非常に重要な問題であると思っております。

私ども事務局が今回議論いただくに際して提案した考え方といたしましては、やはり成長に資する広域的な権限を一つ機能させている東京都の例をベースとして、提案させていただいているところではございますが、もちろんこの都市計画に関してさまざまな議論があることは承知しておりますので、この法定協議会で十分に御議論いただいて、お決めいただく内容であると思っておりますので、事務局としてはそれを踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

(浅田会長)

坂井委員。

(坂井委員)

大都市局との打ち合わせで、東京都はこのようなしているという説明を受けました。それは、東京都が用途地域を決定したり変更するに当たっては、特別区と協力して原案を作成しており、地元説明等についても、地域の実情に詳しい特別区が対応しているというふうに言っているのです。これは、特別区の人には決定権限がありませんから、説明に行っても住民の人から苦情を聞いてくるだけで、最終的に決断は都が行いますという、こういう答弁しかできないと思うんですよ。こういうことが起これば、やっぱり住民からの不信というのが起こってくるので、こういう制度というのは、やっぱり改めるべきだというふうに思います。

それから、もう一つ、教育についてお聞きします。教育は、実は、今、大阪府も大阪府も、それぞれに条例を持っていて、日本を先導すると言いますが、そういう教育システムになっているというふうに思うのですけれども、この条例を見ておって、一番問題なのは、実は、府費負担というところが一番問題なんです。これについて、現在、国の状況はどうなっているかと聞きましたら、今年3月12日の閣議決定で指定都市が持っている人事権とともに、給与等の負担についても指定都市や中核市への権限移譲の検討を関係者の理解を得ながら進めるといふふうになっています。

人事権と、それからこの府費負担給与の負担とか、違うその機関が行うというところが実は大問題でして、このねじれというのは、どうしても解消しなければ理想的なと言いますか、私たちが考えていること、できるだけ教育行政についても国が持ち広域が持ち基礎自治が持つという、ばらけてしまって結局誰が決定するかわからないという変なシステムにしてしまって、その結果、教育委員会だけが自分の思いだけで教育を進めてきたという、こういうことを反省するためにも、人事権とこの給与の負担については、統一すべきだといふふうに思うんですけれども、大都市局としてはどう思いますか。

(浅田会長)
中谷課長。

(府市大都市局中谷事務事業調整担当課長)

特別区が教職員人事権や研修まで含めてトータルの権限と責任を持つことにより、区長の指揮のもと、より地域特性や学校の実情に応じたきめ細かな教育行政の展開ができるのではないかと考えられるところでございます。

そうした考えのもと、検討の方向性としては、特別区が人事権等も含めて、総合的に小中学校の管理運営を行う方向で、制度設計に着手するとしたところでございます。

費用負担についても、特別区に移譲する方向で法改正を求めるべきではないかという御意見につきましては、本年3月12日の閣議決定、先ほどおっしゃいました閣議決定におきましても、指定都市が持っている人事権とともに、費用等の負担についても指定都市や中核市への権限移譲の検討を関係者の理解を得ながら進めるとされているところでございます。

こうした国等の議論もお伝えしながら、法定協議会で十分に御議論いただければと考えております。

(浅田会長)
坂井委員。

(坂井委員)

十分協議して、その協議結果に基づいて、事務方はプロセスも含めて立案してくるといふ、こういうシステムだといふふうに理解していいんですか。

(浅田会長)
田中部長。

(府市大都市局田中制度企画担当部長)

ただいまの御質問に対してお答えさせていただきます。

この法定協の場で義務教育につきましてどういうあり方が望ましいかということをお議論いただきまして、その事務のあり方としまして、人事権の権限、あるいは財政負担を一体として持つべきだという形での御意見がまとまりましたら、当然、それを私ども事務局としては、国のほうにも伝えながら、そのための実現のために法制度が必要ということでありましたら、そこも整理して国のほうにも説明してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(浅田会長)
坂井委員。

(坂井委員)

次に、児童相談所についてお伺いします。

先ほど、紹介しましたように、堺の竹山市長は、子ども相談所の設置は、堺市からなくなるのですよということをおっしゃられるのですけれども、今回の大都市局の案では、この児童相談所というのは、特別区が設置するというので、まずいいんですか、どうなんですか。

(浅田会長)
田中部長。

(府市大都市局田中制度企画担当部長)

児童相談所の資料でございます。7ページに論点を整理した後、選択肢として2つのA案、B案をお示しさせていただいております。その次のページに効果、課題を説明させていただいており、一定基本的な検討のあくまでたたき台の方向としては、特別区が持つ案という形で方向性はお示しさせていただいておりますけど、事務局のすべきという案という意味ではなく、ここでの御議論をいただくため、たたき台的に御提示させていただいておりますので、この協議会の場で、どちらがべき論としてあるべきかということをお十分御議論いただければと考えております。

以上でございます。

(浅田会長)
坂井委員。

(坂井委員)

今、大阪市では、この児童相談所、子育て支援センターと言いますか、名前が。

(府市大都市局田中制度企画担当部長)

こども相談センターでございます。

(坂井委員)

こども相談センター。それは、今、言っている堺市と同じなんですか。

(浅田会長)

田中部長。

(府市大都市局田中制度企画担当部長)

こども相談センターと、大阪市の場合、名称を打っていますけれども、これは児童福祉法に定める児童相談所としての機能を持っております。法で定める機能以外にも、任意事務もしておりますけど、児童相談所という位置付でございます。

(浅田会長)

坂井委員。

(坂井委員)

それは、今の子どもを取り巻く状況というのを考えたら、やっぱりできるだけ身近なところでそういう権限を持った施設、役所というのは要と思うのですけれども、今、大阪市では24区に子育て支援室というのを設けています。それとの関係というのは、どういうふうになるのですか。

(浅田会長)

杉谷課長。

(市こども青少年局こども相談センター杉谷こども相談センター運営担当課長)

児童相談所は、児童に関する家庭、その他からの相談に応じて、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図り、権利を擁護することを主たる目的としております。

児童相談所の基本的機能といたしましては、相談機能、一時保護機能、措置機能と、民法上の権限などに加え、市町村の援助機能がございます。

したがって、児童相談所を特別区に設置する場合でも、住民に最も身近な相談機関として、特別区に子育て支援部門は必要であり、第一義的に児童相談業務を担うとともに、児童相談所がその後方支援を行うこととなります。

児童相談所と特別区の子育て支援部門が、密接な連携をとりながら、地域における児童

家庭相談体制の充実を図っていく必要があると考えております。

(浅田会長)
坂井委員。

(坂井委員)
児童相談所を特別区に持っていくとした場合、児童相談所の場合には、いろんな施設というのが必要となってくるのですけれども、どういう施設があって、それをどうしようというふうに思っているのか、教えてもらえますか。

(浅田会長)
杉谷課長。

(市こども青少年局こども相談センター杉谷こども相談センター運営担当課長)
児童相談所を設置する場合は、その権限を行使をして業務を適切に行う上で、虐待を受けた児童などを緊急に保護するための一時保護所の設置が、まず必要となります。
また、一時保護した要保護児童につきましては、児童養護施設や乳児院等が主な受け入れ先となっており、より専門的なケアが必要な児童に関しましては、情緒障がい児短期治療施設なども必要でございます。
児童相談所が最も効果的にその業務を行うためには、児童や施設の状態を絶えず把握をした上で、総合的に判断をいたしまして、一時保護や措置先を決定するとともに、施設におきましても、入所児童のより望ましい生活環境を確保することが必要となります。
そのようなことから、施設の権限と申しますか、いわゆる設置認可、生活指導、整備などを含めた、いわゆる施設の所管と、児童相談所の設置所管は同一であるというふうに考えております。

(浅田会長)
坂井委員。

(坂井委員)
そうすると、特別区が例えば、5つ、あるいは7つ、それ以上というふうになったときに、それぞれの児童相談所が同じような施設を、それぞれ持つというようなのは、余り機能しない。そうすると、民間の力を借りて、入所をするようなときには、その民間に対して、利用料金を払うというような、こういうシステムで運用するほうがいいのではないかなと。
一時保護所は、これは、公権力の行使というところがかかなりあるので、したがって、このところは、直営でないことやむを得ないのしょうけれども、児童養護施設については、社会福祉法人などの民間を活用するという、そういう方向性で理解していいのですか。

(浅田会長)
杉谷課長。

(市こども青少年局こども相談センター杉谷こども相談センター運営担当課長)
現在、本市が所管しております児童養護施設等につきましては、指定管理者制度に移行したものを含めまして、そのほとんどが民間の社会福祉法人により運営されております。
大阪市では、民間団体が長い歴史の中で、児童福祉を担ってきた実績があり、各特別区にそのような施設を設置する場合には、法人としての設置場所や人材確保の課題がございますが、その経験等を活用することが効果的であるというふうに考えております。

(浅田会長)
坂井委員。

(坂井委員)
それぞれの事務事業というのは、最終的には、財政負担というものも伴ってきますので、したがって、財政の調整制度、そこが一番問題になるのかなど。
先ほどから言っています、竹山さんが紹介しておられるのは、東京都、区の財政調整制度というのを前提にして、いろんな意見を言っておられますけれども、この前の条例協議会のときに、東京方式というのではなくて、調整主体を特別自治区の共同機関としたケースというのを取り入れますよということも言っているのですけれども、これについては、その後は、その研究は進んでいますか。

(浅田会長)
手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)
財政調整制度は、条例協議会の際に、都が調整機関として対応する場合と、特別区の水平連携でやるという方式をお示しさせていただきましたけれども、現在、そこにつきましては、まだ、検討している途上でございます。結論のほうは得られておりません。

(浅田会長)
坂井委員。

(坂井委員)
総括として、今回の協議会というのは、法律上の建てまえとして、我々が協議で決めた結果というのを国のほうは尊重して、法律改正もやるというシステムになってます。我々の協議会が、新しい日本の統治機構のあり方というのを示すことになると思うのです。したがって、この事務分配というのも大切ですし、特に、交付税措置というのが、交付税制度というのがある以上は、その交付税をどこが受け取るのかというようなところも、将来

の統治機構を考える上で、大変、大切かなというふうに思います。

その先になるかもわかりませんが、道州制というのが導入されたときには、基礎自治体の権限と財源というのは、やっぱり強化しておかないといけないという側面もありますので、その辺のところを注意しながら、これから議論に参加していきたいというふうに思います。

私の質問は以上です。

(浅田会長)

それでは次に、公明、清水委員のほうからお願いいたします。

(清水委員)

公明党の清水でございます。よろしくお願いいたします。

限られた時間でございますので、確認を中心にさせていただきたいと思います。

まず、各事務事業の項目、幾つか取り上げさせていただきますけれども、まず、児童相談所について、前回の協議会で示されました資料の児童相談所の8ページに、検討の方向性として、住民に身近な特別区が児童相談所を設置できるような方向で制度設計に着手とこのように書かれております。

児童相談所が住民に対する相談業務を行う一方で、法に基づく措置等の権限を行使する機関でもございます。児童虐待対策においては、措置権限を円滑に行わせるため、措置先となる一時保護所、また、児童福祉施設を適切に確保する必要がありますけれども、この一時保護所は各特別区にそれぞれ設置するという方向でお考えになっているのか。また、各特別区が児童福祉施設を所管するという方向でお考えになっているのか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

(浅田会長)

中谷課長。

(府市大都市局中谷事務事業調整担当課長)

児童福祉法では、児童相談所には、必要に応じて児童を一時保護する施設を設けなければならないとされておりますが、先ほどおっしゃってありました8ページに記載しております案のうち、特別区が担うとするB案におきましては、特別区単体で必要な施設を全て備えることは難しいのではないかという課題認識を持っております。

一時保護所をどのように確保するのかということにつきましては、水平連携という形態も想定する必要があると考えております。

また、児童福祉施設につきましては、広域的に確保して措置先を調整する仕組みなどについて検討する必要があります。その中で措置権限と施設の所管が異なることにより、課題が生じることも考えられますので、その対応方法なども含めて、御議論いただければありがたいと考えております。

(浅田会長)
清水委員。

(清水委員)

今のお答えいただきました一時保護所、どのように確保するかということで、水平連携という形態も想定したいということですが、この水平連携ということと、法の規定との関係について、ちょっと、また、後ほど御説明ください。

もう1点、措置権限と施設の所管が異なることによる課題が出るのではないかと。どのような課題が想定されるのか、あわせて御説明いただけますか。

(浅田会長)
田中部長。

(府市大都市局田中制度企画担当部長)

水平連携、いわゆる児童福祉法に基づきましては、今、こういったときに一時保護所を持たなければならないとなっておりますので、その場合の施設としては箱的なイメージに水平を持ちますので、その点、まださらに検討を深めていかなければならないという、そのときも一部事務組合ぐらいの箱的機能みたいなもので、各自治体がそちらへ、一部事務組合に移して積み立てれば保護の措置に基づいて対応するみたいなイメージかなと思いますけど、これまだ、検討していかなければならないと思っています。

それから、権限と施設のねじれというものですけれども、いわゆる措置が必要で、この子どもに対しては、施設に入所判定しなければならないというときに、どうしても自分の施設ではないので、例えば、優先枠がないと言った場合、あるいはここの児童相談所の優先が高い子どもか、こっちが高い子どもかといったときに、どちらが本当に高いかというのを一つの施設を持っていれば判断が可能ですが、異なる場合には、どちらが優先かというのが非常に難しいということで、そういう調整システムを、例えば、そういう場合には、きちんと順位をつける調整システムをつくらないといけないのだけれども、これ本当にできているのかという課題も僕ら認識しておりますので、十分、検討していきたいと思っています。

(浅田会長)
清水委員。

(清水委員)

今、おっしゃったその優先順位等にかかわる受け入れ施設と、措置する側との調整の問題、特別区間の調整の問題がある。

もう一つは、先ほどお話ししておりました児童福祉施設等が、今、大阪市立として管理、運営されている。これが、施設管理の方向性としてもこれが課題になるのではないですか。どういうところが管理しているのかということです。

(浅田会長)
田中部長。

(府市大都市局田中制度企画担当部長)

すみません。施設につきましては、この児童福祉にかかわる、施設にかかわる全ての施設の共通課題と認識と言えます。

特に、市域外にある施設をどう所有するのかと。それと、今は大阪市の場合ですので、24行政区ということにかかわらず、一つの施設を使っている事実もございます。これを所有権をどうするのか。今度、所有権はどちらかに帰属させても、利用をどうするのかという課題は重要と考えておりますので、これについては、かなり検討していかなければならないテーマというのは局の中でも協議してございます。

(浅田会長)
清水委員。

(清水委員)

次に、同資料の児童相談所の4ページを見ますと、全体の総受付相談件数につきましても、児童虐待の相談対応件数につきましても、都道府県の中で大阪府が最も多いということでございます。

こうした状況から、児童相談の体制については、さらに充実、強化を図っていく必要があると考えられますけれども、この児童相談所に係る制度設計に当たって、児童相談所業務において中心的な役割を果たしています児童福祉司、また、児童心理司等の専門職員について、必要数をどのように想定されているのか。規模が小規模になればなるほど、組織内部でも事務分担の見直し等で業務、それから、要員の確保というのは、非常に融通が利かなくなる、余裕がなくなるといったことがあると思うのですけれども、現在、大阪市内で働いていらっしゃるこういった要員を、区割りに合わせて、按分していく、5分割、7分割、または人口比率によって按分するというようなやり方をしますと、必要な体制が構築できないおそれがあると思うのですけれども、業務を適正に執行するということから、どのような職員体制が必要かを検討していく必要があるのではないかと思いますがいかがですか。

(浅田会長)
中谷課長。

(府市大都市局中谷事務事業調整担当課長)

事務分担に伴う職員体制につきましては、現在、税源配分、財政調整などと合わせたパッケージで区割り案ごとに作成をした上で、8月上旬の協議会で示せるよう、鋭意作業を進めているところでございます。

職員体制の検討に当たりましては、単に区割りにあわせて要員を按分するというのではなく、他都市の状況等も参考にしながら、事務分担に応じた適正な職員体制はどうある

べきかについて、十分検討を行っていくことが必要だと認識をしております。

(浅田会長)
清水委員。

(清水委員)

児童虐待に適切に対応していくためには、一つは、一時保護等に必要な施設、どれだけきちんと確保できるのかということと、専門職員を適切に配置できるのかどうか、ここは非常に重要なところでありますし、こうした点に具体的な絵姿を、わからないままに方向性を議論していくというのはどうかなというふうに思っています。

他の項目についてもそうなのですが、事務分担案だけで広域にするのか、特別区にするのかという仕切りだけではなくて、その事務事業を、その事務分担を実現していくためにはどのような体制が必要なのか、それから、コストはどのくらいかかるのか、それで、住民サービスの向上、効果というのはどういうふうに図られるのかというのを、ある程度、情報を共有した上で、この費用対効果ということも踏まえて判断できていくのではないかなというふうに思っていますが、こうしたコスト面について、概算だけでも示すことはできないのでしょうか、事務局としての準備はできませんか。

(浅田会長)
中谷課長。

(府市大都市局中谷事務事業調整担当課長)

今回の資料につきましては、今後、事務分担の仕分け作業を進めるに当たって、共通した論点があると考えられる項目について、8つの事務事業を抽出して、先行的に御議論いただき、今後、仕分け作業を進めていく上での、基本的な考え方や視点、課題などを明確にするために取りまとめたものでございます。

先ほど、御説明したとおり、財政調整や職員体制につきましては、パッケージ案として示す予定となっております。

今回、示した事務事業項目についても、パッケージ案を検討する中で、精査、検証をしていくこととしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

(浅田会長)
清水委員。

(清水委員)

もう一度、この協議会を進めるに当たって、全般的なことを通して、再度、確認させていただく中で、また、ちょっとお話ししたいと思います。

次に、教育について、お伺いをいたします。

資料にもありましたように、平成24年4月1日から、大阪府におきましては、事務処

理特例条例によって、豊能地区の5市町、豊中、池田、箕面、豊能、能勢町に人事権・研修権を移譲いたしました。こうした取組みの成果と課題についてお聞きしたいと思います。

1つは、こうした大阪府が一括してやっていたものを、その地域に権限移譲したことで、地域住民の声が反映される教育行政というものが進んだのかどうか。

それから、2つ目に、この地域の独自性を反映させるという意味では、まさに教員の採用とか、配置ということが大きなテーマになるかと思うのですけれども、地域の独自性を教育行政に反映させるための教員採用、それから、必要な人材の確保というものはできているのかどうか。

3つ目に、人事権とともに研修の権限を地域に移譲したということですが、移譲したことによって研修の充実はどのように図られているのか。

最後に、4つ目に、こうした教育行政事務というものを、一括して府教委でやっていたときと、移したときの効率化の問題。人員配置、施設面、コスト面、こうしたことでの実績を事実として教えていただけませんかでしょうか。

(浅田会長)
中野課長。

(府教育委員会事務局中野教職員人事課長)

豊能地区の3市2町には、御指摘のとおり、昨年度から人事権の移譲を受けられたところでございます。人事権の移譲後は、教員の新規採用、研修の実施内容などにおきまして、地域の独自性を教育行政に反映させるよう努めておられます。

新規採用に関しましては、選考テストに関するノウハウを地元で習得していただくという観点から、当面3年間を目途に大阪府と共同で試験を実施しております。

ただ、その中にありまして、豊能地区独自にリーフレットを作成され、説明会には、私どもと一緒に参加をされ、地区の独自性を訴えられるといったところをしてきておられます。

ちなみに、昨年度、実施をいたしました選考試験におきましては、最終合格者は大阪府内豊能地区一本で打ちましたが、最終合格者の方に対しまして、大阪府内、豊能地区どちらに行きたいかという希望をお聞きをしております。

小学校につきましては、募集人員960人中、豊能地区を100人、内数として募集をしておりました。

この最終合格、募集数と同数の960人を打ったのですが、豊能地区を希望される方は、159人おられました。豊能地区が100人の募集予定であったのに対し、希望者が159人と、募集を上回る合格を受けたところでございます。

あと、同じく中学につきましては、690人全体で募集をいたしまして、豊能地区の募集数の内数で90人ございました。同じように、豊能地区を希望される方は99人ということで、募集予定数を上回る希望があったというところでございます。

おおむね、豊能地区でどうしてもその地区で教育にかかわりたいという意欲を持った方を確保できているのではないかと考えております。

続きまして、研修の充実の関係でございますけれども、府費負担教職員の研修につきましては、法定研修である初任者研修、10年経験者研修が、人事権の移譲に伴いまして、豊能地区のほうで実施されることになりました。

平成24年度の初任研、10年経験者研修の内容につきましては、1年目ということもございまして、府教育センターの研修内容を参考にされましたが、市町村独自の研修を組み込まれて、市町村が独自に各々されるという研修項目も組み込んでいまして、地域の実情に応じたものになるように、工夫をされているところでございます。

また、副次的な効果でございますが、地区内で研修を実施されますので、研修場所への往復時間が短縮をされて、結果、先生が、子どもに向き合う時間が確保できたという効果があったと聞いております。

続きまして、この移譲にまつわります経費等々の効果のことでございますけれども、これ移譲に際しましては、大阪府から市町村に対しまして、総務部が制定しております大阪版地方分権推進制度実施要項に基づきまして、移譲事務交付金を交付することになっております。

この3市2町さんに対しましては、人件費相当分としまして、私ども府教委が従前、小中学校の教職員の人事の事務処理に要していました年間延べ37人分を、豊能地区の教職員数で按分いたしまして、約4.6人分に相当する経費に固定経費を若干プラスいたしまして、3市2町合わせまして3,100万円を交付することになっております。

これに対しまして、豊能地区人事協議会の体制は新たな組織の管理要員として、局長、次長を1名ずつ配置をされまして、そのもとに3つのグループに対しまして、3市2町から計9名の職員の方が派遣をされ、執務をとっておられるところでございます。

また、事務費等のランニング経費につきましては、人件費同様に、府教委が要しておりました9,000万円を教職員数で按分をいたしまして、3市2町を合わせまして、約820万円を交付することとなっております。

このランニング経費に関連いたしましては、地区人事協議会では、平成24年度の予算としまして、970万円を計上しておられましたが、最終的な決算額は、現在、集計してございまして、まだ、お聞きしておりません。

以上でございます。

(浅田会長)

清水委員。

(清水委員)

ありがとうございます。

ただ、先ほどありました採用については、3年間は大阪府と共同実施ということですから、独自の採用という形ではないようですので、参考としてお聞かせいただきました。

あと、人事権の移譲に伴う研修のことにつきましても、法定研修については、かなり研修内容が決まっていることで、地域での裁量権というのはなかなかないようでございますので、それを地域でやることの意味があるのか、ないのかということも含めて、今後、議論

されるのではないかと考えています。

あと、コストのことにつきましては、当然、一括してやっているほうが、コストは安く上がるのは当たり前でして、それを分割したときのコスト増に見合う地域でのプラスがどういふふうに見込まれるのかという比較検討になると思いますので、これは、今後、協議の中でやりたいと考えております。

なお、先ほど、坂井委員のほうからお話ありました府費教職員の問題につきましては、これは、協議事項の非常に重要なことだと思いますので、その際に、また、協議をさせていただきたいと考えています。

続いて、何点かお聞きしたいのですが、1つは、消防の件です。

検討の方向性として、資料では、広域自治体が特別区の消防事務を管理する方向で制度設計に着手するということになっています。どのような手法で、大阪市消防本部の機能を広域自治体に移管するのでしょうか。それが1つ。

それと、今回、議論しているのは、大阪市域の消防事業のあり方ですけれども、消防事業の広域化については、どのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと考えています。

(浅田会長)

中谷課長。

(府市大都市局中谷事務事業調整担当課長)

現行の消防組織法第26条において、特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における消防責任を有すると規定され、同法第27条において、都知事がこれを管理すると規定されておりまして、法をそのまま適用すれば、同様の形態になると考えております。

法定協議会では、大阪市の区域における特別区の設置に関して必要な協議を行うこととなっておりますので、大阪市域の消防のあり方について、検討を行っていただいているところでございます。

お示ししている案について、消防の8ページに記載しておりますけれども、B案とC案につきましては、将来的に周辺市町村との水平連携や、事務委託により、広域化を進めることができるものと考えております。

(浅田会長)

清水委員。

(清水委員)

ということは、スタート時点では、大阪市の消防本部が、いわゆるまた府の管理となると。都、もしくは、府の消防庁は、当面は管轄は大阪市内だけということからのスタートであって、この広域化というのは、今後の課題だというふうにおっしゃったのではないかなと考えておりますので、また、これは協議の中で意見を交わしていきたいと考えています。

それと、都市計画につきましては、先ほど、坂井委員のほうで何点か確認をされまして、質問したい内容、ほぼ重なっておりますので、パスをさせていただきます。

あと、全般を通じて何点かお聞かせいただきたいと思います。

まず、素朴な質問なんですけれども、今回、8つの事務事業、提示されましたけれども、全体では、約2,100の事務事業があると。この全事務事業について、この8つの類型で分類できるとお考えになっているのかどうか。

また、この協議会で8つの方向性をお互い確認していったときに、この全事務事業の事務分担にどのように反映されていくのか、この作業全体のイメージはなかなかわかりにくいのです。この8つのようなやり方を、2,100、それぞれしなければならないのかどうか。こういうことについて、事務局としてはどういうイメージで進めていこうとされているのでしょうか。

(浅田会長)

辻井課長。

(府市大都市局辻井大都市制度担当課長)

現在、大阪府市の約2,100の事務事業の整備を進めさせていただいておりますが、これらの事務事業につきましては、法令に基づく事務と、任意で行っている事務、また、その法令事務につきましても、政令指定都市が持っている権限、あるいは、中核市が持っている権限、特例市の権限、一般市の権限といったふうに区分されるものと思います。

前回、お配りしました事務分担や論点の最後のページの分類表にあるとおりでございます。

この事務分担の検討に当たりましては、中核市並みの権限ということを基本に、府市の事務事業、機能を最適化することと生かしております。基本的には、中核市、特例市、一般市権限の事務事業につきましては、特別区のほうに位置付をいたしまして、政令市権限の事務事業や、東京都が担っている市町村事務については、議論していくことが必要であろうというふうに考えているところでございます。

今後、この分類した事務事業につきましては、広域自治体と特別区との事務分担の仕分けを進めていきます上で、共通した論点があると考えられます項目、例えば、つまりその権限移譲などにつきましては、国で議論されているものなどということでございますけれども、こういった項目につきましては、8つの事務事業を抜き出して、先行して法定協議会のほうで御議論をいただきまして、事務分担に関する考え方でありまして、その視点など議論いただくその議論の内容を踏まえさせていただきまして、それ以外の全部の事務事業についても整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

(浅田会長)

清水委員。

(清水委員)

ちょっとこの場でいうとわかりにくい。2 , 1 0 0 ですね。8月に事務局としては、全体をパッケージとして出すということなのですが、本当にできるんですか。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

2 , 1 0 0 と言いましても、例えば、この今の児童相談所というのが、それが1というわけではなしに、児童相談所の中には、この2 , 1 0 0 に対応するものとして、約40ぐらいがございますので、数として、議論いただく単位としてそれだけあるという意味ではございません。

私どものほうでは、今の2 , 1 0 0 につきまして、現況を把握して、そういう権限別の整理もして、今回の8分類をもとに仕分け案をつくっていきこうと、それと、財政調整、組織体制、そういうのを組み合わせて、8月上旬にお示しさせていただこうということで、作業を進めておりまして、これにつきましては、そういう方向で作業はしておりますので、御理解いただきたいと思います。

(浅田会長)

清水委員。

(清水委員)

事務局が大変な御努力で作業されるということですが、その方向性を示していくためにも、今回の協議会で8分類、8つのテーマについては、丁寧な議論していく必要があるかなというふうに思っております。

そこで実は、確認なのですが、この事務分担等の作業のイメージとあわせまして、法改正が必要となる項目、こういうことについても一定の整理が必要かなと思うのですが、現在どのような状況になっているのでしょうか。

(浅田会長)

辻井課長。

(府市大都市局辻井大都市制度担当課長)

今、お尋ねのありました法改正が必要となる事務の抽出作業につきましても、事務分担の整理と並行して進めさせていただいております。

先ほど、手向部長からお答えさせていただきましたように、事務分担、財政調整、職員体制等のパッケージ案とあわせまして、必要な法改正につきましても、8月上旬の協議会でお示ししてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(浅田会長)
清水委員。

(清水委員)

最初に、児童相談所のところでも申し上げました、そのコストの問題というものを、概算でも出していただけないかという話なのですけれども、特に、今回、私どもが申し上げております、例えば、下水道、先ほど、坂井先生も非常にこれは効果があるものだと、こういうふうにおっしゃっていました。

事業を重点化する、それから、効率的な組織体制を整備する、施設インフラの統廃合によるコスト削減効果額が見込まれる、こういうことが言われておりますけれども、じゃあどの程度、概算として認められるのか、これ非常に重要な視点だと思います。

それから、保健所につきましても、特別区に保健所を設置する際の、それを運営していくための職員の配置、並びに専門人材の配置、これは児童相談所とよく似た傾向がありますけれども、その配置に伴うコストの問題、これは、私たちがこの協議会で議論していくためには、非常に重要な視点ではないかな。

ですから、概算でも示してないかというふうにさきほど申し上げたのですけれども、何とかありませんか。

(浅田会長)
手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

先ほども中谷課長からお答えいたしましたように、今回の8分野につきましては、これから全体の2,100を整理していくために、この協議会で御議論いただいたこと、その考え方、視点を持ちまして、整理するために御議論いただきたいというふうに思っているものでございます。

8月上旬の段階でお示しする際には、もちろん、例えば、児童相談所であれば、区割り案に応じて、職員体制、あるいはコスト的にどうなるのかといったことがないと御判断いただけないと思いますので、それは、その時点で作業とさせていただきたいと思っておりますので、現時点では、ちょっとそこまでの数字は、お出しするのは非常に難しいということで御理解いただきたいと思っております。

(浅田会長)
清水委員。

(清水委員)

次が5月末に、委員間協議でこの8事業についての方向性を協議して、今後の事務局が、それ以外の事務分担も整理しやすいようにということで、こういう場を設けているわけですし、私たちとしては、その後、事務局の皆さん方が作業されるのを見守っていくわけで

すけれども、その方向性を示したのは、この協議会の責任になっていくわけですから、その意味で、このコストの問題というのは、別に、細かい制度設計までしているわけではありませんので、当然、その幅がある話だと思うのですけれども、例えば、事務局が示されている方向性に基づいて概算すれば、大体この範囲内になるのではないのですかというようなものぐらいは出せませんかということなのです。

もし、それが出でこないのであれば、次の協議会は、また、そういう具体的な数字抜きにして、考え方だけをお互いぶつけ合うというような協議会になるのではないかなということがありますので、そこでは、また、結局結論が出せるのか出せないのかというようなことになりますので、ぜひ、それは事務局に御努力をお願いしたいということを申し上げて質問を終わります。

(浅田会長)

それでは次に、自民、柳本委員のほうからお願いします。

(柳本委員)

自民党の柳本でございます。私のほうからも限られた時間でございますので、まず、総論的なところからお話をさせていただきたいと思えます。

まず、冒頭でございますけれども、先ほど、清水委員がおっしゃったことは、全く同感でございます。ある程度、そのような比較対象ができなければ、なかなか我々としても判断がしにくいということを、まずもって申し上げておきます。

今回、8項目について、いろいろA案、B案ということで御提示をいただきました。その中で、特別区による水平連携という言葉が多く出てまいります。4番目、5番目、6番目、7案目、8番目、それぞれ、後半部分は出てきますし、きょうの議論の中でも、児童相談所について、一時保護所については、水平連携といったことも検討していかなければならないというようなお言葉もございました。

しかしながら、この水平連携という言葉だけでは、極めて抽象的でわかりにくいというふうに思います。どんな類型が考えられるのでしょうか。

まず、手続として、都、または、府市再編時における指導指示によってできてくるものなのか、特別区間の自主性と合意によってできるものなのか、また、手法としては、一部事務組合や、協議会を想定するのか、それ以外の手法もあるのか、お聞かせください。

さらに、エリアは、大阪市域内を1単位とするのか、市域外の市町村も包含することもあり得るのか、それらによっても予算であるとか、職員の配置状況も変わってくると考えます。この点について、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

(浅田会長)

辻井課長。

(府市大都市局辻井大都市制度担当課長)

一般的な水平連携の手法といたしましては、法人格を持つ方式としまして、広域連合や、

一部事務組合がございます。

法人格を持たない方式として、機関の共同設置や協議会というものがございます。基礎自治体が担うべき事務につきましては、各特別区が実施していくということを基本に、水平連携による対応につきましても、その是非を含めて、この法定協議会で十分御議論いただくことになると思いますので、それを踏まえて考えていきたいと考えております。

なお、現行の地方自治法におきましては、一部事務組合等の設置につきまして、特別区の自主的な合意に基づき行われることとなっておりますので、特別区が設置された当初から、一部事務組合等が設置できるような仕組みにするためには、国との協議が必要になってまいるといふふうに考えております。

また、法定協議会で、市域内において、特別区を設置する場合の事務分担の協議をこの場では行っていただくということでございますので、隣接の市町村との水平連携までは、基本的に想定しているものではないと考えます。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

今、類型化いただいた中で、分かれてくるのかなというのは、法人格を持つ方式、広域連合、一部事務組合という御答弁もございましたし、法人格を持たない組織として機関共同設置や協議会ということでございます。

これ手法が、法人格を持つ持たないによっても、財源配分とか、職員体制、今後、パッケージで提示いただくということでございますけれども、こういったものとか、あるいは再編コストも異なるんじゃないかなというふうに思ったりするのですけれども、そのあたりの具体の手法についても、御提示はいただけるのでしょうか。いただけるとしたらいつの時点でいただけるのでしょうか。

(浅田会長)

田中部長。

(府市大都市局田中制度企画担当部長)

ただいま柳本委員から御指摘のとおりでございます。という、各区だけでできるとか、各区では厳しいので、一部事務組合という姿、あるいは含めて水平連携という仕方をするかによって、全然費用とか人員も異なってまいります。

そういうことで、先ほどの委員御指摘いたします試算を出すというのが、余りにも前提条件が広がり過ぎて、そのお金を出すというのは、難しいという意味で、パッケージのときに一緒にお金も示して、その手法も含めてあわせて御検討いただきたいということで思っております。

ただ、その前提の前に、やはり、この今、例えば、8項目の代表的に挙げた事例、例えば、児童相談所については、身近な区を中心に、やっぱりそっちをべき論に優先的に考え

るべきなのか、広域で考えるべきなのかというのを、御議論いただければと思ったのです。

そのときに、当然、物理的に無理じゃないかと、最初から広域としては非常に難しいのではどうかというか、そういう選択肢は外すべきではないかという御議論もあるということは、私どもも認識しておりますけれど、それ以前に、まず、どうあるべきかと、新たな大都市に移行するに当たって、べき論としてまずどうあるべきかというのを御議論いただきたいということで提示させていただいている状態です。

ちょっと長々となりましたけど、柳本委員のおっしゃったように、前提条件については、そういうことをシミュレーションを何回か繰り返して、この案ならその人員構成、財源調整、あるいは含めて可能と思われる分を8月のパッケージに示していきたいというのが事務局の作業と考えているところでございます。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

なかなかそう言われてしまうと判断しにくいところではありますが、結局のところ、我々無理やんけというつもりはないのですけれども、特別区の水平連携というものは、無理とかいうことの前に、大阪市という存在を形を変えて残すことにほかならない、あえて形を変える必要性を感じるものではないというふうに思うのです。初めから水平連携という手法を使わざるを得ないということは、そもそもその特別区というものが中核市並みとはいえ、不完全な基礎自治体であるということを露呈するようなものであるというふうに思います。

そういった観点から、なぜ、大阪市を解体、消滅させるのかという、入り口論に私は議論聞いていると戻らなければならないというふうに思うわけなのです。

特別区設置協議会は、どのような特別区にするかということが議論の主眼であるということは理解しているつもりであります。橋下市長からも前段の条例協議会で、なぜ大阪が必要なのかという入り口論も法定協議会でしてもらっていいというお言葉をいただきましたし、大阪市の会でも京極副市長から同様の御答弁をいただいております。

また、住民投票で、市民は結局、特別区設置を前提として、今回提示されているような、特別区設置を前提としたA案かB案かを選ぶわけではなくて、当協議会でまとめられた特別区設置案と、現行の政令市、大阪市の現状とではどちらがいいかを比較して、住民投票を行うというふうになると想定されます。

このような状況を考えれば、現行の政令市において、それぞれの事業、今回であれば8つの事業において、どのような課題があるのか、効果をどのように捉えているのかについて、この協議会でも必ず明示していただく、明確にさせていただく必要があるというふうに思うのです。

現行制度における分析及び比較を、私はすぐにでも出していただきたい、出せるものだと思うのですけれども、この点について御答弁をお願いいたします。

(浅田会長)
辻井課長。

(府市大都市局辻井大都市制度担当課長)

新たな大都市制度への移行に当たりましては、現状からどう変わるのか、さらに明らかにしていくことが必要であると、もちろん認識しておりますが、今回の資料につきましては、今後、事務分担の検討を進めるに当たりまして、共通的な課題にかかわる8つの項目につきましては、先行的に御協議をいただきまして、そこでお示しいただきました事務分担に関する考え方、あるいは、視点などをもとに整理を図っていくために取りまとめたものでございます。

そうした目的から、複数の選択肢を提示し、選択肢ごとの効果、課題などについて、整理をさせていただくことで役割分担の基本的な考え方などについて、幅広くこの場で御協議いただくために提示したものでございますので、御理解いただきたく存じます。

(浅田会長)
柳本委員。

(柳本委員)

いや、だからそれでは御理解いただけないんです。

そうではなくて、現行制度のもとでの課題と、同じように、ここで例えば、児童相談所であれば8ページのところにA案、B案があって、効果と課題、それぞれ書いていただいているわけですから、その横にでも、現行制度のもとでの課題は何ですか、効果は何ですかというものを、記載していただいてこそ、比較検討ができるかと思うんです。これ御提示いただけないでしょうか。

(浅田会長)
山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

委員、御指摘の現行制度で、それぞれの事業がどうなっているかということについては、我々資料の中で、できるだけ分析をさせていただいたというつもりであります。ただ、それを集約的に総括表の中にきっちり記載しろということであれば、しっかり整理をさせていただく。

ただ、資料の扱いにつきましては、協議会で認めていただければ、協議会全体にお配りさせていただきますし、委員の御要望ということであれば、委員の対応ということとさせていただきますというふうに思っております。

それと、少し、先ほどから、事務組合の話でありますとか、財源とか、人の話があったので、少し、私の立場で説明させていただきたいというふうに思うのですけれども、まず、事務組合については、全体をやはり知っていただく必要があると思います。

今回、国民健康保険等で事務組合という手法を提示をさせていただいていますが、多くの事務も事務組合にしているということであれば、それは事実上、今の政令市も残したということになるかと思えますけれども、基本はやはり広域自治体、特別区、どちらかに持っていく。

ただ、特別区間でより効率で効果的な手法であれば、事務組合なり、あるいは水平連携というものを選択をしていきたいということですので、この点については、8月全体の2,100の行き先というものを見ていただいて、改めて御協議をいただければありがたいというふうに思っております。

それと、お金の面とか、人の面がないと、最終的な行き先が決まらないのではないかと、それらもごもつものことだろうと思えます。それがなければ、最終的な仕分け先というのは決まらないだろうと。

ただし、事務事業というのは、それだけで決められるわけでもないのも、先生方御存じのとおりですし、それぞれの事務の特質に応じて、より身近なところで実施したほうがサービス水準が上がる可能性、即、それで上がるというわけではないので、身近なところで判断をしていったほうが、より住民に適したサービスにできるようになるのか、あるいは成長戦略のように、広域全体として、やはり広域自治体でしっかりやったほうがいいのか、こういう事務の特質というものが有りますので、ここの部分について、今回の協議会では御議論いただければ、我々、その他の事業にもそういう考え方を類推して、事務事業の仕分け案というものをつくれるということでございますので、どうぞ御理解をいただいて、少し作業が非常に輻輳して膨大でございますので、なかなかニーズに答えられず、お金の面とか、すぐに出せないところはありますけれども、我々鋭意作業していますので、できるだけ早く部分的にも出せるものは出していきたいというふうに考えていますけれども、限られた情報ということで申しわけないのですけれども、御議論いただければというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

(浅田会長)
柳本委員。

(柳本委員)

今日は、橋下市長に答弁を求める機会がないので、時間どおりにいくかと思ったけれども、結構、長く押してきましたけれども、いずれにしても、何も私どもも政令市が全て万能ではないと思っているのですけれども、事業によっては、政令市のメリットというのが十分にあるところももちろんあると思えます。そういったものを隠してしまうような表現をするのは、非常に市民に対しても不誠実だと思いますし、我々議論する上でも、非常に重要な視点だということを、申し添えて、この点については、引き続き要望もさせていただきます。

それでは、各論のほうへ移らさせていただきます。

児童相談所についてなのですけれども、児童福祉法改正により、政令でも指定する市も児童相談所を設置できるというふうにされているということで、先だっの説明の中で、

横須賀市と金沢市、設置しているという事例を御説明いただきました。

こういった状況は、府内の市でも希望という形で出てきているのでしょうか。あわせて府として、府内の市に児童相談所を設置する権限を委譲しようと考えておられるのか、その点についてお聞かせください。

(浅田会長)
角田課長。

(府福祉部子ども室角田家庭支援課長)

これまでのところ、大阪府内の市から、児童相談所の設置に向けての計画とか、要望は聞いておりません。

大阪府は、現在、府内6カ所に児童相談所を設置しまして、市町村と役割分担と、連携を図りつつ、児童虐待の防止等ネットワークを構築しております。

今後、もしも府内の市から児童相談所の設置について意向が示されましたときは、児童虐待にきちんと対応できる高い専門性でありますとか、それから、緊急対応が可能な組織体制の整備などについて、設置に必要な助言等をしてまいりたいと思っております。

(浅田会長)
柳本委員。

(柳本委員)

府内の市町村から、希望もなければ、府から求めるような状況が、今はないということですが、府は、現在の大阪市、堺市以外の市域内のエリアで、6カ所の児童相談所により、所管する方式をとっておりますけれども、そのようなシステムに問題というか、課題はないという理解でよろしいでしょうか。

(浅田会長)
角田課長。

(府福祉部子ども室角田家庭支援課長)

大阪府は、大阪府内には、今、所管する児童相談所が6つございます。大阪府域を6つのエリアに分けて所管をして、それぞれの市町村と役割分担、大阪府の児童相談所と市町村の児童相談担当のところで役割分担と連携を図りつつ、児童虐待対応等をしております。今のところ、特段の支障はございません

(浅田会長)
柳本委員。

(柳本委員)

役割分担をされる中で、特段、現在は問題はないということでございますけれども、政令市になった堺市では、先ほどもちょっと議論出てまいりました竹山市長は、児童相談所を設置することになって、よかったということをおっしゃっております。

そこで、大阪市側にお聞きしたいと思うのですけれども、大阪市が政令指定都市であることのメリットは、児童相談所にとってはどのようなものだというふうに認識されておりますでしょうか。

(浅田会長)

杉谷課長。

(市こども青少年局こども相談センター杉谷こども相談センター運営担当課長)

大阪市は、政令指定都市といたしまして、乳児院等を所管していることにより、児童相談所の権限の一つである児童養護施設等への措置入所が、迅速かつ適切に行われております。

これにより、相談から一時保護、在宅支援、施設入所、退所後の支援などの一連の対応が継続的に行われております。

子育て支援における住民情報と、児童相談情報の両方を合わせて所持していることから、こども相談センターと、各区の子育て支援室が、それぞれの所持する各種情報を速やかに共有し、意見交換できるため、支援に係る迅速な判断と対応が可能となっております。

また、区役所や学校、保育所など、関係機関との協議や連携を円滑に行いやすいことから、支援につきましても、きめ細かな対応が可能になっていると考えております。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

確かに、今の府内市町村のもとでも、連携と役割分担において、いろんな対応ができていくということでございますけれども、政令市、大阪市、堺市が一体的に権限を持つことによって、一連の動きに対して所管ができる。また、情報の共有などについてメリットがあることによって、連携というか、そもそも一体的にできているというような利点があるというふうに理解をさせていただいているところでございます。

児童相談所の設置数ということを考えたときに、これ人口数だけで考えていいのかどうか分かりませんが、大阪市内260万の人口、あるいは面積的なものも考えれば、2つ、3つあってもいいのかというふうに思われるところなのですが、市内に児童相談所が1カ所である理由とはどのようなものなのでしょうか、教えてください。

(浅田会長)

杉谷課長。

(市こども青少年局こども相談センター杉谷こども相談センター運営担当課長)

本市におきましては、区役所に第一義的に児童相談業務を担う子育て支援室や、母子保健部門を有しており、こども相談センターは、市民に身近な各区役所と密接な連携を行うとともに、より専門的な相談に対応し、その後方支援を行っております。

本市におきましては、市域がまとまっており、交通の利便性も非常に高く、また、専門性の確保や緊急時の体制確保の観点から、専門職員を集中的に配置するとともに、管理部門や一時保護所の効率的な運営、情報共有がしやすいなど、スケールメリットを活かしまして、市内1カ所のこども相談センターで対応してきております。

なお、ここ数年、急激に相談件数等が増加をしております、児童福祉司の増加など、体制強化を進めておりますが、虐待ケースにつきまして毎週行っております進捗状況の全件チェックが約500件に上るなど、ケースの進行管理などにつきましては、1カ所でのデメリットも大きくなっております。一時保護所につきましても、現在満床の状態が続いているため、新たな整備を進めているところでございます。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

相談などが増えてきていることを理由に、それに対して児童相談所自身の体制が今ちょっとパンク状態なのかどうか、そこまで言い切っているのかどうか分かりませんが、そういう状況になりつつあるというふうに理解させていただくところでございますけれども、こういったことが今現在の政令市における大阪市の課題だというふうに思うんですけれども、この課題は政令市制度に問題があるからですか、ではないですよね、多分。財政的な問題とか、スペースなどの問題だというふうに思うんですけれども、ちょっと御答弁いただきたいのは、今おっしゃっていただいたような課題は大都市制度、政令市制度に問題があるんでしょうか。

(浅田会長)

杉谷課長。

(市こども青少年局こども相談センター杉谷こども相談センター運営担当課長)

児童相談所の箇所数とかいうことについては、政令市で複数設置している市もございまして、それだと配置の問題だというふうに考えております。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

ですから、制度の問題ではないというふうな御答弁だと思います。

これまで児童相談所で議論をさせていただきましたとおり、やはり現行政令市制度における児童相談所の設置ということについてのメリットというものもあれば、課題、効果というものもあるわけです。であるならば、ここの横に、繰り返しになりますけれども、この8ページでしたっけ、ここの横に現行制度上での課題は何ですか、それは制度上のですよ、政令市制度であるがゆえの課題は何ですか、効果は何ですかということ横に記載いただければ、我々がまた大阪市民の皆さんに説明するときにも比較対象として非常にわかりやすいと思うので、これぐらいのことはやっていただきたいなということを重ねて要望させていただきます。

最後に、児童相談所がらみで、児童相談所設置に当たっての適正な環境について、例えば面積、規模とか、人口規模とか、専門性などの観点から、どのように考えておられるのかをお聞かせください。

(浅田会長)

杉谷課長。

(市こども青少年局こども相談センター杉谷こども相談センター運営担当課長)

児童相談所は都道府県、指定都市に設置義務があり、現在は政令で指定を受けた児童相談所設置市においても設置することとされております。児童相談所の設置に当たりましては、児童相談所運営指針によれば、管轄区域内に居住する子どもの数やその他社会的環境等を考慮して設置することとされておりますが、具体的な基準は示されておられません。

また、児童相談所を設置する自治体につきましても、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置等を一貫して行う必要があるとしております。学校、病院、区役所など、関係機関との連携やケースの進行管理等の面では小規模のほうが有利でございますし、一方、職員の専門性の維持確保や安全確認体制の確保、また児童や保護者の意思に反して立入調査や児童の職権保護を行う場合も多いことなどを考慮いたしますと、児童相談所やその管轄区域には一定の規模が必要であるというふうに考えております。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

一定の規模が必要な部分ときめ細かな対応が必要な部分があると。繰り返しになりますけれども、政令市という枠組みの中で対応できる部分と行政区単位でのきめ細かな対応をしている部分という意味では、児童相談所に関して言うならば、非常に政令市制度の優位性というのは非常に高いのではないかというふうに思っております。

これまでの資料を見させていただきますと、現行制度と今後の特別区を設置した場合の

比較検討がないというふうに言わせていただきましたけれども、よく見たら唯一それらしきものがあるのが、3の都市計画の2ページなんです。ここで、都市計画権限のイメージとして、現状、道府県の政令市のパターンと、東京都と特別区のパターン、これが都市計画で言うとB案になると思います。下の都道府県で一般市のパターンというのが事務局から示されているA案という形になるかと思うんですけれども。

このまちづくりにかかわることによっておきたいんですが、現在、まちづくりに係る政令市の権限は、地域の発展と大都市としての発展の両方がうまく進んでいるように、バランスよく配分されていると思います。例えば、東日本大震災の復興の際にも、政令市である仙台市の復興が早いのは、まちづくりの権限を一体的に持っているからだという話も実際にございます。

まちづくりの視点で見たときに、今の政令市の権限を分けるならば、それによってまちがよくなる必要がありますけれども、広域自治体と基礎自治体の権限をきれいに割り切れない場合もあるのではないのでしょうか。そういったことを考えますと、都市計画の権限なども政令市として大阪市が一体的に持っていることが、うめきたの開発などでも支障なく進んでいるものと認識させていただきたいと思うんです。現在、こうした政令市として一体的に持っている権限を分けることで、かえってデメリットが生じるようにも思いますけれども、事務局のお考えをお聞かせください。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

お答え申し上げます。

一体的な都市づくりと地域のまちづくりをいかに両立させていくかは、重要な課題であると認識いたしております。都市づくりに係る役割分担に当たっては、各特別区が独自に特色あるまちづくりを展開しながらも、大都市としての一体的な機能を発揮しつつ、都市圏全体の成長を一層けん引することが可能となるよう、東京都・特別区と同様の事務分担を基本に制度設計に着手するところとさせていただきます。

都市計画については、さまざまな議論があり、法定協議会で最終お決めいただくことであり、各委員の間で十分御議論いただき、それらを踏まえまして考えていきたいと思っております。

以上でございます。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

この都市計画の2ページを見ていただいたら一目瞭然で、先ほども御答弁ありました一体性を優位というか、優先するのか、それとも役割分担した上での手法をよしとするのか

という議論だと思います。ただ、一体性を保った上で協議をする、府と市の間でうめきたのまちづくりについて協議するということもできると思いますし、そういったことについて、我々は大阪広域戦略協議会というような場面でもできると思いますし、実際、港湾であるとか、うめきたについても、府も市も、あるいは民間企業も入って、まちづくりのあり方について議論しているという現状があるということを書いていきたいというふうに思っております。

身近な行政ということについては、最近、ニアイズベターという言葉がよく言われますけれども、結局、ニアイズベターのベターとは何と比較してベターなのかということを考えてときに、やはり繰り返しになりますけれども、現状の道府県と政令市のパターンというものをしっかりと認識した上で、これからの特別区設置協議会の議論を進めていかなければならないということを重ねて主張させていただいて、私の質問を終えさせていただきます。

(浅田会長)

次に、民主・みらい、小林委員のほうからお願いいたします。

(小林委員)

みらいの小林です。

私のほうからも質疑のほうをさせていただきたいのですが、本日、ずっと先ほどからありますように、財政調整などの具体的な数字がないということもありまして、本当に理論的な議論で、もう4番目ですので、あれもこれも大体出尽くしてきたような感じがありまして、非常につらいなと思いつつながら質疑をさせてもらうんですけども。

今回、主要8項目の個々それぞれの問題というのではなくて、私どもの会派もやっぱり入り口の段階、なぜ、この8項目というのが選ばれたのかということについて大きく疑問があったわけなんです。そのことについてお伺いをしたかったわけですが、先ほど清水委員のほうからと同じような中身になりますので、あのような答弁でいただいているわけなんですけれども、今回、私のところの会派も府議会と一緒に勉強会をさせていただいております。

その中で、やっぱり腑に落ちなかったのが、今の24区のままいろいろ問題がある。たくさん問題があって、これを特別区にすればよくなるんやというふうな説明というのが、この間の勉強会、8項目のそれぞれの中身の中では見えてこなかったわけなんです。

そこちょっと、2つのことをお伺いしたいんですけども、先ほどの8項目を選んだ根拠ということでお答えをいただいておりますが、例えば、1つ目に今の24区の体制ではいろいろ問題があると。そのうちの問題の代表的なやつが8項目なんだということをもっと考えていいのかというのが一つと、この8項目、これをいわゆる特別区にしていく中で、そうすればこの今の24区体制よりも市民サービスが大きく向上するんやというふうな考えを持っているのかという、この2つについてどうでしょう。

(浅田会長)
手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

1点目の今の24区体制のサービスの状況を踏まえた上でのこの8項目かというところにつきましては、抽出の方法としてはそういったやり方はしておりません。先ほどお答えいたしましたように、今、基本的に大阪市が持っている権限というのは、政令市のみ実施できる政令市権限、それから中核市、特例市、それから通常の市町村でやっている一般市権限、そういう分類ごとに整理された中で、その中で特に議論いただきたいと思うものを抽出したものがこの8項目ということで、今の24区体制のサービスという観点からはやっております。

ただ、例えば、保健所、保健センターであれば、今現在、一応、保健所24センター体制でやっておりますけれども、これを新しく特別区を設置するとした場合に、そうしたら保健所を各区ごとに設置するのがいいのか、今の保健センターをどうするのがいいのか、当然そういう視点では整理しているつもりでございます。

(浅田会長)
山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

済みません、2点目のほうは私のほうから。

まず、サービスの関係なんですけれども、例えば政令市でやっているからよくなるとか、あるいは特別区で再編した、そちらに事務を持っていったから即よくなるというものではないというふうに我々は考えておりです。

例えば、先ほどから議論がありました児童虐待なんかの例をとれば、いわゆる政令市のままやから、あるいは特別区に持っていったからといって、児童虐待が一遍に減るということはないというふうに思うんですね。やっぱり、児童虐待というもののサービスを向上させようとするれば、誰がどのような手だてを講じるのかということがやはり一番大きな問題でして、それがやはり制度の問題にかかわっているんじゃないかと。

例えば、その公選首長が責任を持ってやるのか、あるいは役人がやるのか、あるいは公選首長がやるとなるのであれば、住人の近い自治体の長がやるのか、あるいは少し離れた大きな規模の長でやるのか、そういうことがサービスとの関係でかかわってくると思いますので、制度を変えたからといって即サービスが変わるとかそういうものではなくて、いかに誰がどういう手だてを講じるかということによってサービスをよくしたり悪くしたりできるのかという仕組みも、我々はこの協議会で御議論をいただいていると思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

(浅田会長)
小林委員。

(小林委員)

それならば、なおさらやっぱり先ほどの自民の柳本委員からあったように、今の現状の体制の中の成果と課題、総括とあった上で、改めてこの8分類ということを出されないと、非常に議論がしにくいなという一つの感想を持つわけなんです。

次なんですけれども、この間ずっと、この8分類の議論については、大体、東京都の都区制度を参考にしている部分が多いと思うんです。そこで、今回、主要論点8項目、これはあるべき方向性について、現在の東京の特区制度と異なることはあるのかということと、また同時に、特区制度とどのような差異、違いがある、またその違いが生じることになっているのは何かということについて具体的にお答えください。

(浅田会長)

辻井課長。

(府市大都市局辻井大都市制度担当課長)

主要論点の8項目につきまして、両論併記とさせていただきながらも、それぞれの効果や課題を提示し、それらを比較した上で、この協議会で十分議論をいただきますように、今後の検討の方向性としてお示ししたものでございますが、東京都区制度と異なっているものも御指摘のとおりでございます。

具体的には、児童相談所につきましては、地方制度調査会におきましても、特別区への移譲を検討すべきというふうにされていることなどを踏まえまして、専門人材の確保などに課題がございますものの、特別区が設置できるような方向性を示していく資料になってございます。

教員人事権につきましてですが、これにつきましても地方分権改革、義務づけ、枠づけの見直しで、中核市への移譲の検討が進められておりますこと、また既に豊能地区の5市町へ移譲されていることなどを踏まえまして、教職員の異動や採用、研修の面で課題が生じる可能性があるものの、住民の参画を得ながら、地域特性や学校の実情に応じたよりきめ細かな教育行政の展開が期待できるというような効果を考えまして、特別区に付与する方向性を示している資料となっております。

また、国民健康保険についてでございますが、市町村国保の広域化の検討の動きなども踏まえまして、医療費抑制対策ですとか、収納率向上対策など、特別区で実施できる仕組みなどの課題がございますものの、広域化が実現するまでの間は、特別区の水平連携で実施する方向性を示している資料というふうになっております。

この3項目が現行の東京の都区制度とは異なっているものでございます。

(浅田会長)

小林委員。

(小林委員)

今のお答えですと、要は児童相談所は特別区が設置できる方向性、同じく教員人事権に

ついても特別区に付与する方向性、国民健康保険については水平連携ですか、という方向性というふうなんですけれど、先ほど清水委員の議論もあったように、児童相談所の件なんです。

特に児相については、これは東京の都区制度の中では、区長会側にその権限がないということで、移譲を求めているという段階については御存じだと思っただけなんですけれども、昨年の東京都の特区間の協議の中でも、今年度の児童相談所のあり方を検討するに当たり、現在、都から区長会側に体制のあり方についてどのように考えているのかということについて論点整理をするよう投げかけられており、区長会側がボールを持っている状況であると、これを返さないと児童相談所のあり方についての検討会の議論が始まらないとあるぐらい、非常に児童相談所の機能一つにとっても、非常に東京都でも揺れ動きながら難しい問題となっているわけなんですけれども、先ほどあったように、箱物について、例えば5つから7つの特別区になったときには、どうのこうのという答えもありました。人のことについてもお伺いしたかったんですが、それについても一定のお答えがあったわけなんですけれども、今あったように、東京都でもこのような状況の、いわば児童相談所の移管問題が東京都も踏まえた上で、例えば、体制、人員配置、マンパワーですね、このことについて改めてお考えはどうお持ちですか。

(浅田会長)

田中部長。

(府市大都市局田中制度企画担当部長)

ただいまの御質問についてですけれど、児童相談所につきましては児童心理司とか、児童福祉司とか、特に高度な専門性を有する職員の確保が業務を実行するに当たっては重要となりますので、ブロック数によっても影響はあろうかと思っただけなんですけれど、各区に分配するとすると、そういった専門職の確保とか、非常に課題ではあると認識しております。ですので、今後はそういったことの配置に当たって、仮にブロック数を見ていかなあかん部分もありますけれど、その場合なら何名ほどの人員体制が確保できるのかということも踏まえて、総合的に検討して、また案をまとめてまいりたいと考えております。

(浅田会長)

小林委員。

(小林委員)

特に、児童虐待の問題なんかは、体制というよりも人の配置が一番重要だと思うんです。この間、本市の中でも悲しい事件があったときに、やっぱり24時間体制で児童相談所の体制の機能充実をすると同時に、何かあったときにすぐに人が駆けつける体制が大事やというふうな議論をしてきたと思うんです。そういうふうになれば、本当にこれから特別区になったときに、マンパワーの力というのは、どこもマンパワーは一緒なんですけれども、人の配置というのをどこまで考えてこの案が具体化されるかということは大きなポイント

にもなりますので、これについても一つ問題のほうを提起させていただきたいというふうに思います。

引き続き、今日もありましたけれども、法改正、このことについての議論をさせていただきたいと思います。大阪府と新たに設置される特別区の事務分担、現行の東京都と特別区の事務分担と同じ場合は、法改正などは原則要らないと。事務分担が異なる場合は、法改正などが必要なのではないかと。先ほどからあった児童相談所の件とか、例えば特別区が府費教職員の人事を持つとかいうことについては、先ほどでは東京都とは違うんで、これについてはきっと法改正が必要というふうになってくるのではないかと思うんですけども、昨年、つくられた法律案でも特別区の設置協定書ということで、約8つぐらいの項目について協議をしなければならないというふうにあるんです。設置日とか、特別区の名称とか、財産とか、議員定数とか、事務分担だとか、そんなのを協議してくださいよというのがあるわけなんですけれども、その中でも特に特別区と府の事務分担、そしてもう一つは特別区と府の税配分、財政調整、これについてはあらかじめしっかりと協議をしてくださいよという中身の法案になっているわけなんですけど、そこで3つお伺いしたいと思います。

まず、1つ目、この法改正などに向けた国との協議のスケジュールです。今後スケジュールについてどう考えられるのかが1つと、2つ目には、国との協議に当たって、国が特に何を一体重視しているのか、そのポイントはどういうふうなところにあるのかということが2つと、そして国の法改正などの協議に対して、これはきっと事務方の皆さんも含めて、この法定協議会の議論を持って国に協議されに行くと思います。当然そのときには、この中でしっかりとした十分な議論があって、何とか認めてくださいよと行くんですけども、国のいろいろな状況を見ますと、なかなかうまく行けへんのと違うかという声もちらほら聞くわけですが、いうふうなところで、最後、協議会の議論を踏まえ、説得をしに行ったとしてもオーケーが出なかった場合には、どういう結果、形に今後なるんでしょうか。この3つについてお伺いをいたします。

(浅田会長)

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

御質問に対しお答えします。

特別区設置法第5条第2項では、事務分担、税源配分、財政調整について、政府が法制上の措置等を要するものを協定書に記載しようとするときには、あらかじめ総務大臣に協議しなければならないとされているところでございます。

これまでも、総務省に対しては、協議会の状況説明など、適宜、情報提供を行ってきたところでございますけれども、今後、法定協議会で御議論いただいた内容について協定書を取りまとめるに当たって、事前に総務省と協議していくということになると考えております。

それから、国が特に重視するポイントということでございますけれども、現在、地方制

度調査会において、どういう点を留意していくべきかというような議論がなされています。その中では、やはり東京都と同じような事務を府・県が持つと、新しい広域自治体を持つというふうな基本だというようなことが出てますので、やはり東京都と変わる形にするということになると、それなりの理由というか、そういうものも説明するということが必要になると思います。

それから、国がオーケーしなかった場合ですけれども、評議の結果、法改正等の対応が難しい状況となるようなことがあれば、その内容を協議会に報告し、対応を御議論していただくということになるというふうに考えております。

(浅田会長)

小林委員。

(小林委員)

ごめん、もう一回ね、対応を御議論ということは、どういう対応を議論したらいいわけですか。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

国が難しいということになりましたら、その状況を協議会のほうに報告させていただきまして、もう一回、そしたら、どういうふうに、そのまま行くのか、別の方法を考えるのかというようなことを協議会で御議論いただくということになると思います。

(浅田会長)

小林委員。

(小林委員)

ということは、これまでやっている議論を基本的には国に認めてくださいよというスタンスで行くのはわかるんです。逆に、国がいや、こんなのあきまへんでとなったときに、戻ってきて、もう一度返しますよと。ほんなら、今度、この場での議論は、今までと同じような議論は当然できないわけですから、国に対してオーケーをもらえるような形で中身の内容を変えた方向での議論をしてくださいということなのか、それともいわゆる都構想を全面的に、さあ、いかがなものでしょうかねというふうな議論をするのかというのは、どちらなんだろうね。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

私のほうから少し補足をさせていただきますと、当然、協議会で協議いただいた内容で国のほうにもお認めいただくということで全力を上げるというのは大前提でございます。

ただし、協議は事前協議ということもありますので、我々としては協議内容について逐次、総務省と協議をさせていただいて、結論がだめになってから協議会にお返しするというのではなくて、随時、その状況を御報告しながら方向性を導いていただくということを考えておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思っております。

(浅田会長)
小林委員。

(小林委員)

とにかく、まだ協議も緒に就いたばかりですから、これから先のことですけれども、やっぱりそういう国のハードルもあるんだということは、やっぱりお互いに認識をしていきたいと思います。

引き続き、次の主要論点の検討の方向性について質疑をさせていただきたいんですけれども、先ほど自民の柳本委員のほうから、やっぱり詳しく問題点についての追及がありました。私どもの会派も府議会と協議をしていく中で、今回、それぞれA案、B案、またはC案があるわけなんですけれども、結局、両論併記にメリット・デメリットがなっていて、最終的に事務局は矢印で結論めいたものを示しているわけなんです。それぞれの案にメリット・デメリットがあるということは、逆に言えば、どちらに行ってもええん違うんかというふうに思うわけなんですけれども、この両論併記のあとの事務局の結論が結び出されているプロセス、考え方というのはどういうことなんでしょうか。

(浅田会長)
辻井課長。

(府市大都市局辻井大都市制度担当課長)

大都市局といたしましては、主要論点の8項目につきまして、両論併記という形にさせていただきながらも、それぞれの効果や課題を整理させていただきまして、その上でそれらと比較して今後の検討の方向性としてお示ししているものでございます。もちろん、さまざまな課題がある中で、どのように事務分担を行うべきか、この協議会で御議論いただければと考えております。

(浅田会長)
小林委員。

(小林委員)

ということは、素直に考えれば、両論併記しているけれども、矢印の後の着地点に事務局としては実は持って行ってほしいんだというふうに認識していいんでしょうか。

(浅田会長)
手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

先ほど説明させていただきましたように、基本的にそれぞれの事務の分担の方向性につきましても、この協議会で最終的に決定いただくことになるというふうに考えております。事務局といたしましては、それぞれA案、B案、C案、それぞれが持っているメリット、課題、効果、そういうところから考えると、一つこういう道が考えられるのではないかという形で、あくまでも案として示させていただいていますが、あくまでもそれをベースに御議論いただければというふうに考えております。

(浅田会長)
小林委員。

(小林委員)

そういう形で御理解をさせていただきたいというふうに思います。

次に、コストの関係で、この間、大阪にふさわしい条例協議会の中でも、共産党の山中委員のほうからもイニシャルコストについての御質問があったわけなんですけれども、今後、8月のときに、パッケージで出されるということなんですけれども、今の時点で、ランニングコストは始まってからですからイメージで持てるんですが、イニシャルコスト、一体どこまでの範囲で、どのようなことをパッケージの中に持つかというものを今考えておられるのでしょうか。

(浅田会長)
辻井課長。

(府市大都市局辻井大都市制度担当課長)

大都市局といたしましては、この協議のスケジュールの案に沿わせていただきまして、区割り案をベースに、新たな広域自治体と特別区の具体的な事務分担、それから事務分担に応じました税源配分や財政調整、財産債務の仕分け、あるいは職員体制等をパッケージとして8月上旬に予定されるであろう協議会のほうにお示ししたいというふうに考えております。

現在、事務分担の仕分け作業などを鋭意進めているところでございまして、現時点で協議会にお示しできる資料、具体的なイメージというようなのは、残念ながら持ち合わせておりませんが、できるだけ新たな特別区の姿をわかりやすくお示ししたものとしたいというふうに考えているところでございます。

再編コストや再編効果額につきましても、8月上旬の協議会にお示しをするスケジュールで作業を進めてまいっております。

(浅田会長)
小林委員。

(小林委員)

もう一度お伺いさせていただきます。

今お答えいただいたように、パッケージとして8月に出されるイニシャルコストも含めた内容ですけれども、現時点でイニシャルコストというのについて、どのように考えておられるのでしょうか。

(浅田会長)
田中部長。

(府市大都市局田中制度企画担当部長)

イニシャルコストについては、まだまだ、どういう項目、例えばITに係るシステム関連経費であるとかいう項目出し、それから、それが事務執行体制にこういうパターンがあったときにはどれほどかかるんだということを整理していかなければならないと考えておりますので、まだ十分な検討ができていない状況にございます。ただ、というのが、イニシャルコストとして考慮すべきかというのを今、事務的に整理を始めているような状況でございます。

(浅田会長)
小林委員。

(小林委員)

きっと難しいと思うんですよ。それは、確かにシステム改修とか、箱物の名称改修ぐらいやったら、いろんな形の意見交換でわかると思うんですけども、それこそ、それが大阪が変わると全てが、企業も含めて、学校、福祉、教育、全てにかかってくるわけですから、今後、恐らく、そうしたら、それぞれの例えば経済、企業、専門家、いろんな人全てを集めて、そこに係るイニシャルコストについてのお考えをされるのかなという疑問は持っています。きょうはこの場で置いておきます。

最後になりますけれども、今後、最終的な判断は住民投票にされると思います。その住民投票のときに、マルとか、バツとか判断を求めるべきですけども、今日のこの段階での議論では、なかなかその住民投票までの議論はならないのは、もうあれでわかっております。ただ、今後、具体的な事務分担や財政調整とか、そういう数字のときも含めて議論していくときに、最後の住民投票でどういうふうなものを示して、皆さんに判断していただくのかというビジョンを持っておられるかということについて聞きたいんです。でないと、例えば財政のこと、区割りのこと、それぞれこれから議論していくときに、一定の段階が来たら、議論の議決をしていきます。その議論の議決の中の内容が、住民の皆さんにとってどれが一番重く示したいのかによって、議論や議決の内容のスケジュールの期間が

変わってくると思います。ですから、今の段階でいいので、もし住民投票に関してのお考え、今、私が言っているような市民の皆さんが判断できる重要なポイントを考えておられるならばお願いします。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

すみません、住民投票のイメージということで御意見いただきましたけれども、我々は最終的には住民に御判断をいただくということで、できるだけ住民にわかりやすく協議されて、それで示された協定書の内容というものをしっかりお伝えをしていくということが必要だというふうに考えてますけれども、まだ正直、具体的にそこまで、最終の絵姿まで描いているということではございませんので、今後、この協議の中身、そういう熟度によって深化していくというふうに思うのでよろしくお願いします。

(浅田会長)

小林委員に申し上げます。もう時間が参っております。

(小林委員)

以上です。

(浅田会長)

ありがとうございます。

それでは最後に、共産、山中委員のほうからお願い申し上げます。

山中委員。

(山中委員)

お疲れだと思います。よろしくお願いいたします。

まず、最初に、児童相談所について先ほどから質疑集中していますけれども、私もお伺いをしたいと思います。虐待対応を始めとして、児童相談所の充実は、この間、本市にとっても最重要課題の一つでありまして、児童相談所は複数必要なのではないかという議論はこれまでもありました。

そういう中で、先ほども杉谷課長がお答えになったように、専門性とか、機動性という観点から一カ所に集中したほうがいいという、そういう説明がされてきたわけです。私たちは、専門性も機動性もある児童相談所を複数つくればいいんじゃないかという思いを持っていますので、身近なところという今回の一つの御提案について、頭から否定するつもりはないんですけれども、やっぱり本当にその専門性とか、機動性が確保されたものにならなければ、これは子どもの命にもかかわることなので、本当によほどきちんとした議論が、現場の声も聞きながら行われなければいけないというふうに思っています。

そういう意味で、この今回の児童相談所の8ページで、特別区が担っていくメリットとして、区長の方針や考え方の反映が容易となり、特別区の実情に応じた特色ある施策展開や、よりきめ細かな対応が可能になるというふうにありますけれども、これは児童相談所の業務は、やっぱり主な一番基本的な業務は相談であり、一時保護であり、措置である。まさにぎりぎりのところで命や心を救っていくという、その業務を考えたときに、区長の考え方とか方針で、児童相談所が大きく施策が変わるということがちょっとイメージがでないんです。具体的にどういうことを想定しておられるのか、このことを伺いたいと思います。

(浅田会長)
中谷課長。

(府市大都市局中谷事務事業調整担当課長)

児童相談所に関する事務のうち、特に虐待が疑われる場合などには、立入調査から一時保護、児童福祉施設への措置といった一貫した要保護児童対策を実施できるよう考慮する必要がございますが、発生の予防や早期発見のためには、保健センターや学校、幼稚園、保育所等と連携を図りながら施策を展開できることの意義は大きいと考えております。

また、相談業務全般につきましては、住民に身近な業務であり、特別区が実施することで、より住民のニーズに即した施策展開が可能になると考えられます。特別区が実施することにより、地域の実情に応じた迅速できめ細かな対応が期待できることをメリットと捉えているところでございます。

(浅田会長)
山中委員。

(山中委員)

ですから、それは当たり前のことであって、区長の方針や考え方の反映で左右されるものではなくて、むしろ先ほどから議論がありますように、どの程度の財源があって、どの程度の体制がとれるのかということによって、どこまで充実できるのかということが左右されるのではないのかなというふうに思うんです。だから、この児相の問題で、唯一メリットとして上がっている区長の方針とか考え方が反映されるというのは、とってもではないけれど理解できないので、こんな大事な問題について、やっぱりもう少しきちんとした資料の作成といいますか、議論の経過の御説明がいただきたいなというふうに思います。

この区長の方針の反映、考え方の反映というふうに言われると、私は、むしろこういうことは心配されないのかということを読んでいると思ったんですけども、今回のこの検討は、当然この時点での区長というのはもう既に公選区長であって、特別区は基礎自治体です。今の時点では特別区には児童相談所の設置義務というのはいわけて、区長の方針とか考え方となると、むしろ公選区長が、あるいは区議会がかもしませんけれども、うちはもう児童相談所は設置をしないだとか、あるいは廃止をするんだということもあり

得るのではないかという心配があるんです。そんなことになれば、幾ら今、机上で、制度設計上はこれは身近な特別区で担うんだと、身近な特別区に付与するんだというふうになっても、スタートしてみたら、あるいは何年間たってみたら、何と、児童相談所のない区がある、一方である区があると、こういうことが起こり得るのではないのかというふうに。そうなったら、ない区の相談というのは、一体どこに持っていくのかということが本当に不安なんです。そういう事態は想定しておられるのでしょうか。あるいはこういう事態に歯どめをかける担保というのはおありなんでしょうか。

(浅田会長)

中谷課長。

(府市大都市局中谷事務事業調整担当課長)

ここでお示ししている案につきましては、各特別区で児童相談所を設置することを前提としておりますが、現行法では対応できないため、今後、協議会での議論により方向をお決めいただければ、それを受けて法改正に向けた総務省との協議を進めてまいります。

なお、法改正の内容につきましては、先ほどおっしゃっていたような、必ず設置しないといけない設置義務というような形になるのか、あるいは選択肢があるような形になるのかにつきましては、現時点で事務局としてお答えできるものではありませんので、その辺については御理解いただきますようお願いいたします。

最終的には、広域自治体・都道府県のほうで設置義務というのには必ずありますので、空白地帯が生じるということにはなりません。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

ですから、設置義務になるのかどうか、法改正の結果を見ないとわからないと。最悪のパターンとして設置義務ではなくなって、ない特別区ができて、広域にありますとなると、今よりも遠いところに行ってしまうということになるわけで、論理矛盾というものを感じざるを得ません。

この問題でもう1点、これはちょっと先ほど御答弁をお聞きしていて、新たに質問したいんですけども、手向部長が先ほど2,100と言うけれども、その中には例えば児相には40ありますから、全部、全部2,100になるわけじゃないですというふうにおっしゃいました。しかし、この40の中で、これはまさか一くくりに、児相でやっていることは一つという数え方をするという意味ではないですね。それはちょっと確認したいんですけど。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

今申しました2,100というのは、一応、権限に応じた事務ベースで数えるとそうなっていくと、法定事務、任意事務を合わせてそういうことになっていくんですけど。大阪市の場合は、局をまたがって児相の事業もございまして、その分も分けて計算しています。

基本的に、児相の本体権限を特別区に持っていくか、広域に持っていくかということにした場合、当然それらの権限はまとまって動いていくのが基本であるというふうに思っております。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

40のものは、もし特別区に行くとなれば行くという、そういう意味ですね。そうすると、なおのこと、その中には実施義務などがないものも多分含まれてくるだろうと思いついて、そういう事業が消えていくという、そういうことはどの程度想定しておられるでしょうか。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

法定事務につきましては消えるということはないと思っております。任意事務につきましては、もちろんやる内容が各自治体の裁量でどういう形式、形態でやっていくかということは判断できるわけですので、そこは必ず今と同じ形態になるかどうかというのはもちろんわかりませんが、それは公選の区長さんが予算折衝等の中で決めていかれるという話かなというふうに思います。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

細かいことは、これからまたいろいろ出てくるんでしょうけれども、私は2,100の中には、これと同じような分類、同じように分類されるものはもちろんあると思います。その特色のある取り組みだとか権限がどっちに行くべきなのかということが、今はまだ議論になっているものなんかについて、結構、こういう分類をされたときに、福祉だとか、医療だとか、社会教育だとか、スポーツだとか、コミュニティだとか、主に結構、市民にとって身近で、だからこそなくてはならないようなものが、これは身近だから特別区ですよという、そういう判断になることが多いと思うんですけど、そういうものが結局そ

うなったけれども、特別区に分担されたけれども、設置義務も実施義務も実際にはないから、廃止をされるという、そういう危惧があるのかなというふうに、今回の資料を見せていただいているところだと思います。

それで、次ですけれども、下水道についてお伺いしたいと思います。下水道については、やっぱり市民の暮らしという観点から言うと、一番大事なのは下水道使用料がどうなるのかということだと思いますけれども、今回の資料では、そのことは全く触れていないと思います。大阪市の使用料は、御承知のとおり府内で2番目に安いわけですし、この広域自治体というふうになったときに、広域自治体の一元管理となった場合に、使用料はどうなるというふうに見込んでおられるのでしょうか。

(浅田会長)
片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

使用料についてのお尋ねですが、一般論といたしまして、広域自治体に下水道を一元化した場合でも、市の公共下水道と府の流域下水道とはそれぞれ独立して、別会計で事業運営を行うこととなり、下水道使用料は公共下水道部分で確定されることになるものと考えられます。

以上でございます。

(浅田会長)
山中委員。

(山中委員)

そうおっしゃると思いますけれども、これは水道と全く同じことではないのかなというふうに思っています。

次ですけれども、この下水の4ページのところで、府と市を合わせて、まだこれから新規事業が6,000億円、それから改築更新が年575億円というふうにされています。本市の事業について言えば、汚水処理だとか、浸水対策だとか、水質保全だとか、あるいは下水処理場の更新、アメニティ対策、どれも市民にとって非常に必要な事業であります。これが、もし一元管理によって滞ってしまったり、ましてやストップするようなことがあってはならないというふうに考えていますけれども、この資料にあるそれぞれの計画は、仮に一元管理になったとしても、計画どおり実施していくということを前提に検討されたのでしょうか。

(浅田会長)
片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

下水道事業に関しましては、今後の浸水対策・水質保全など、府市の新規事業については、現在の計画に基づく金額であり、また改築・更新事業につきましては、現時点での年間の見込みとして試算した数字でございます。これらの数字は、あくまでも事業規模等の把握のため参考としてお示ししたものでございます。

以上でございます。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

ですから、それは計画どおり実施していくということを前提に検討されているということですね。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

現状の数字としては、このような数字になっておるという段階でございまして、将来的なことを想定したということまでは見ておりません。

(浅田会長)

山中委員に老婆心ながら申し上げますが、既に13分たっておりますので、時間配分をよろしくお願いします。

山中委員。

(山中委員)

今、そういうふうにおっしゃいました施設とかインフラの問題なんですけれども、そうしますと、この下水の8ページのところで、下水に関しては、水平連携か広域自体への一元管理かという検討の結果として一応広域での一元管理という、そういう御提案になっているわけですが、そのメリットとしてやっぱりここで書かれていることは、効率的な組織体制の整備というのがありますけれども、これは別に一元化しなくても今は大阪市はいろいろ進めているところなんですけれども、施設、インフラの統廃合等が可能になるのではないかという、こういうメリットが上げられています。こうなりますと、施設や設備が過剰だという認識があってこういうメリットが上げられているんでしょうか。

(浅田会長)

片岡課長。

(府市大都市局片岡事務事業調整担当課長)

現在、府市の下水道施設や処理施設に重複はなく、過剰とはなっておりませんが、新たに府市の施設を一元管理していくとした場合には、施設やインフラ等につきましても、効果的・効率的な状態について検証していくことができるものと考えております。現状が必ずしも過剰だから、統廃合の可能性をお示ししたというものではございません。以上です。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

ですから、これは設備が過剰だという認識がない以上、施設、インフラの統廃合が可能になるのではないかとということメリットに上げるというのモイカがなモノかというふう
に思ったりしています。

次に、消防なんですけれども、これは特別区が実施をする、あるいは水平連携、広域自治体の管理という、3つを上げた中で、結局C案ですね、広域自治体の管理、東京都消防庁方式という、こういう御提案なんですけれども、法律的な問題については先ほど質問がありましたので、これはもう避けたいと思えますけれども、東京の場合、一部を除いて特別区以外の市町村は都にこれを委託しているようなんですけれども、東京都における市町村の財源というのはどうなっているのでしょうか。

(浅田会長)

中谷課長。

(府市大都市局中谷事務事業調整担当課長)

東京都における消防に関する事務につきましては、特別区の区域については消防組織法の規定により都知事が一体的に管理することとしており、その財源については都区財政調整の中で都が負担しております。市町村につきましては、1市島しょ部を除く都内の市町村は東京都に消防事務を委託しており、それぞれが東京都に委託費を負担するという形になっております。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

委託費を払って委託をしているということです。

今、広域に持っていくと言われたことを幾つかお聞きをしまして、とりわけ下水道については、広域に一元化をする唯一のメリットというふう
に上げられているインフラの統廃合も、実は全く見えて
いるわけではない。あるいは消防についても、それぞれ各メリットやデメリットがどちらとも言えない状況で併記をされているだけという、そういう印

象です。先ほどもそういう議論がありました。ですから、本来はここで、なぜこういう中で広域に行くんだという制度設計になったのか、そういう提案になったのかということをお聞きしたかったんですが、それはもうお答えは無理だというのが先ほどからわかりましたので聞きませんが、この問題もこの2つも含めて、都市計画も基礎自治体である市町村、一般市町にも権限があるようなものも広域とされているという点で、盛んに言われている中核市並みの権限を与えるという方針との、これとの整合性はどのように整理をされたのかを最後にお聞きしたいと思います。

(浅田会長)

辻井課長。

(府市大都市局辻井大都市制度担当課長)

中核市並みの権限ということでございますが、中核市権限というのを基本にしながらも住民に身近な事務につきましては、政令市の権限でありまして特別区が担うという場合もあり、また一方、成長にかかわる事務につきましては、一般市権限であっても広域自治体が担う場合もあるものという形での整理とさせていただいておりまして、今回、事務局としてお示しさせていただいた案につきましては、こういった考え方を踏まえたものというふうになっておるものでございます。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

結局、身近なものについて、広域に持っていても仕方がないようなものについては、実施が続くかどうかの担保がなくても、これは特別区ですよ。分けにくいものは、市町村には本来権限があるものでも広域に持っていくという形で、さまざまな権限を失って半人前の自治体になるということなのかなという感想を申し上げて、本日はこれで質問を終わります。

(浅田会長)

これで本日、予定の質疑は終了いたしました。

次回の協議会の進め方につきましては、来週20日月曜日正午から市役所第6委員会室で開催の代表者会議において確認したいと思いますので、各会派代表者の方々におかれましてはよろしくお願い申し上げます。

何か、その他、御発言等はありませんでしょうか。

特にありませんので、それでは本日の協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

次回、第5回の協議会は、5月31日金曜日午後2時から大阪府庁で開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。